

○緊急自動車等の指定及び届出確認事務の取扱いについて

(昭和 53 年 11 月 9 日岡規第 351 号警察本部長例規)

改正 平成 28 年 1 月 18 日岡規第 20 号 令和 5 年 10 月 10 日岡規第 400 号

道路交通法施行令の一部改正に伴い、公安委員会が行う緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定又は届出確認の事務は、12 月 1 日から次のとおり取扱うこととしたので誤りのないようにされたい。

なお、「緊急自動車等指定事務の取扱いについて」(昭和 51 年 7 月 15 日岡規第 115 号例規)は廃止する。

記

第 1 緊急自動車の指定

道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。)第 13 条第 1 項に規定する緊急自動車のうち、同条第 1 項第 1 号に掲げる消防用自動車(消防のために必要な特別の構造又は装置を有するもの。)及び同条第 1 項第 1 号の 2 に掲げる救急用自動車以外の緊急自動車については、公安委員会が指定することとなるが、この取扱いは次によるものとする。

1 緊急自動車指定申請書の受理等

岡山県道路交通法施行細則(昭和 35 年岡山県公安委員会規則第 6 号。以下「細則」という。)第 5 条第 1 項に基づく緊急自動車指定申請書を受理したときは、指定の適否を判断し、指定の必要があるときは申請書(正副 2 通)に受理印を押印し「指定の必要がある。」と朱書のうえ、正本 1 通を交通部交通規制課(以下「交通規制課」という。)に送付する。

2 緊急自動車指定書の送付

前項の申請に基づいて公安委員会が緊急自動車として指定したときは、緊急自動車指定書を警察署長に送付する。

3 緊急自動車指定書の交付

警察署長は、送付を受けた緊急自動車指定書を、速やかに申請者に交付すること。

第 2 緊急自動車の届出確認

令第 13 条第 1 項第 1 号に掲げる消防用自動車又は同条第 1 項第 1 号の 2 に掲げる救急用自動車(別表「警察署長が届出確認事務を行う緊急自動車」参照)の届出確認の事務は、警察署長が行うこととするが、この取扱いは次によるものとする。

1 緊急自動車届出書の受理等

細則第 5 条の 3 第 1 項に基づく緊急自動車届出書を受理したときは、届出確認の適否を判断し、適当であると認めるときは、必要事項を緊急自動車届出確認処理簿(様式)に登載したうえ、あらかじめ送付している緊急自動車届出確認書を交付すること。

なお、この事務は即日処理することを原則とする。

2 届出確認番号

緊急自動車届出書に付する届出確認番号は、「〇〇警察署第 号」とする。この場合の届出確認番号は、緊急自動車届出確認処理簿の受理番号と同一とする。

3 緊急自動車届出書の正本は受理番号順に編冊し、当該届出に係る自動車が緊急自動車として使用されている間保存するものとする。

なお、副本は受付印を押印するとともに、届出確認年月日及び届出確認番号を朱書し、速やかに交通規制課に送付すること。

第3 道路維持作業用自動車の指定又は届出確認

令第14条の2に規定する道路維持作業用自動車の指定又は届出確認事務は交通規制課において行うので、細則第5条の2に基づく道路維持作業用自動車指定申請書又は細則第5条の4に基づく道路維持作業用自動車届出書を受理したときは、第1(緊急自動車の指定)に準じて交通規制課に送付するものとする。

第4 記載事項変更届

1 細則第5条の3第4項に基づく記載事項変更届書を受理したときは、緊急自動車届出確認書を提示させて、変更前の事項を2本線で抹消するとともに、摘要欄に受理年月日及び変更した事項を記入して、警察署名のゴム印及び担当者印を押印して交付すること。

2 記載事項変更届書は、2通提出させることとし、副本は、摘要欄に処理結果を簡記して交通規制課に送付する。

3 記載事項の変更によって、警察署の変更を伴う場合は、変更後の所轄警察署長が事務処理を行うこと。

4 警察署で届出確認変更事務を行った消防自動車又は救急用自動車以外の記載事項変更届書を受理したときは、速やかに交通規制課に送付すること。

第5 再交付申請

1 細則第5条の3第5項に基づく緊急自動車届出確認書の再交付申請書を受理したときは、保存中の緊急自動車届出書と照合して、緊急自動車届出確認書を再交付するとともに、緊急自動車届出確認処理簿の備考欄に再交付の状況を簡記すること。

2 警察署で届出確認事務を行った消防用自動車又は緊急用自動車以外の再交付申請書を受理したときは、速やかに交通規制課に送付すること。

第6 返納

警察署で緊急自動車指定書、緊急自動車届出確認書、道路維持作業用自動車指定書又は道路維持作業用自動車届出確認書の返納を受けたときは、速やかに交通規制課に送付することとし、送付されたものは、当該自動車の指定申請書又は届出書により確認の上、廃棄すること。

第7 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
緊急自動車指定申請書(正本)	交通規制課	長期(緊急自動車指定書の返納を受けた場合は当該返納を受けたときまで)
緊急自動車指定申請書(副本)	受理した警察署	3年
緊急自動車届出書(正本)	受理した警察署	3年
緊急自動車届出書(副本)	交通規制課	長期(緊急自動車届出確認書の返納を受けた場合は当該返納を受けたときまで)
道路維持作業用自動車指定申請書(正本)	交通規制課	長期(道路維持作業用自動車指定書の返納を受けた場合は当該返納を受けたときまで)
道路維持作業用自動車指定申請書(副本)	受理した警察署	3年
道路維持作業用自動車届出書(正本)	交通規制課	長期(道路維持作業用自動車届出確認書の返納を受けた場合は当該返納を受けたときまで)
道路維持作業用自動車届出書(副本)	受理した警察署	3年
記載事項変更届(正本)	受理した警察署	3年
記載事項変更届(副本)	交通規制課	長期(指定書又は届出確認書の返納を受けた場合は当該返納を受けたときまで)
再交付申請書	受理した警察署・交通規制課	3年
緊急自動車届出確認処理簿	受理した警察署	長期

別表

警察署長が届出確認事務を行う緊急自動車

	自動車の要件	自動車の種類
消防用自動車	消防機関その他の者が消防のための出動に使用する消防用自動車のうち、消防のために必要な特別の構造又は装置を有するもの(令第13条第1項第1号)	ポンプ車、はしご車、水そう車、化学車、放水塔車、空中作業車、排煙車、高発泡車、照明車、電源車、林野火災工作車、空気充てん車、ポンプ積載車、資機材搬送車、泡原液搬送車、高所放水車、放水砲車、消火剤投入車、無線車、破壊工作車、レッカー車、クレーン車、救助工作車、レスキュータワー車、耐熱救難車、耐煙救出車
救急用自動車	国、都道府県、市町村、関西国際空港株式会社、成田国際空港株式会社又は医療機関が傷病者の緊急搬送のために使用する救急用自動車のうち、傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造又は装置を有するもの(令第13条第1項第1号の2)	全部

様式

緊急自動車届出確認処理簿

[別紙参照]